不突合データの解消について

全国農業会議所
農地情報公開システム整備事業
推進共同事業体

農業委員会は、法令で定められた項目を農地 1 筆単位に整理し、農地台帳電算処理システムに登録し、そのうち指定された項目を公表することとされている。（農地法第 52 条の二、三および農地法施行規則第 101 条）。また、農地台帳の精度を維持するため、農地台帳は、固定資産課税台帳と住民基本台帳に対し、毎年 1 回以上照合を行うこととされている。（農地法施行規則第 102 条）

全国農地ナビを利用して公表されている農地台帳の情報は、全国で約 6,000 万件（平成 25 年 6 月現在）に及ぶが、その一部において、固定資産課税台帳と住民基本台帳との照合が十分に整理されていないことにより、正しく 1 筆情報が公開されていない例が見受けられる。

農地台帳の精度を維持するためには、農地台帳に対し固定資産課税台帳と住民基本台帳との照合結果による「不突合」の解消が肝要であり、これを解決しない限り公表用 CSV ファイルはいくら洗い替えをしても精度が変わらないこととなる。

このため、ここでは、固定資産課税台帳と住民基本台帳との照合結果による「不突合」の解消方法について概要を説明するものである。

２種類のデータ照合作業において、両者のデータが一致したものを「突合」といい、一致しないものを「不突合」という。一致しないデータ（レコード）を集成したものを「不突合リスト」という。

上記のおける２種類のデータのうち、１つは「農地台帳データ」であり、もう１つは、「固定資産課税台帳データ」「住民基本台帳データ」である。農業委員会が管理する農地台帳電算処理システムが何だかの理由により「未更新」であった農業委員会では、以下の２つの照合作業を確実に実施する必要がある。

１）農地台帳と固定資産課税台帳

両データの一致を確認するのは、「地番」「地目」「面積」であり、これは農地の所在・規模を示す最も基礎となる情報となる。両データの突合作業の例を表１に示す。

表１　土地情報の突合作業結果の例

項番	農地基本台帳					突合	固定資産課税台帳				
	土地の所　在	地　目		面積（㎡）			土地の所　在	地　目		面積（㎡）	
		登記簿	台帳	登記簿	実測			登記簿	台帳	登記簿	実測
1	下田100	田	田	2,458	2,458	○	下田100	田	田	2,458	2,458
2	下田101	田	田	233	233	×	下田101-1	田	田	199	199
3	下田102	田	田	801	801	×	下田102-1	田	田	766	766
4	下田103	田	田	344	344	○	下田103	田	田	344	344
5	下田104	田	田	3,244	3,244	○	下田104	田	田	3,244	3,244
6	下田105-2	田	田	1,245	1,245	○	下田105-2	田	田	1,245	1,245
7	下田106	田	田	1,563	1,563	○	下田106	田	田	1,563	1,563
8	下田107	田	田	1,543	1,543	○	下田107	田	田	1,543	1,543
9	下田108	田	田	234	234	×	下田108	田	田	335	335
10	下田109	田	田	876	876	○	下田109	田	田	876	876
11	下田110	田	田	897	897	○	下田110	田	田	897	897
12	下田111	田	田	3,456	3,456	×	下田111-4	宅地	宅地	121	121
13	下田112	田	田	3,423	3,423	○	下田112	田	田	3,423	3,423
14	下田113	田	田	675	675	○	下田113	田	田	675	675
15	下田114	田	田	349	349	○	下田114	田	田	349	349
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※表中の「農地基本台帳」は、平成 25 年 6 月現在、「農地台帳」と読み替える。

両データを左右に並べて比較してみると、「地番」「地目」「面積」とも全部一致している項番と部分的に不一致の項番が混在していることがわかる。不一致の項番には、両データ間に設けた「突合」欄に「×」を符号する。

① 項番２は「地番」と「面積」が一致しない
② 項番３は「地番」と「面積」が一致しない
③ 項番９は「面積」が一致しない
④ 項番１２は「地番」「地目」「面積」が一致しない

このように、「突合」欄にある「×」を抽出して、不一致な情報を集成した不突合リストを作成する。（表２参照）

表２　土地情報の不突合リスト

項番	農地基本台帳					固定資産課税台帳				
	土地の所　在	地　目		面積（㎡）		土地の所　在	地　目		面積（㎡）	
		登記簿	台帳	登記簿	実測		登記簿	台帳	登記簿	実測
2	下田101	田	田	233	233	下田101-1	田	田	199	199
3	下田102	田	田	801	801	下田102-1	田	田	766	766
9	下田108	田	田	234	234	下田108	田	田	335	335
12	下田111	田	田	3,456	3,456	下田111-4	宅地	宅地	121	121
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

※表中の「農地基本台帳」は、平成 25 年 6 月現在、「農地台帳」と読み替える。

農業委員会事務局は、作成した不突合リストに対し、各項番の相違点について確認作業を実施し、不一致となる原因（分筆など）を調査する。この調査により、事務局が農地台帳の一部未更新を確認したあと、現状に応じた情報の更新を関係機関と協議し、不突合リストを項番ごとに解消する。

２）農地台帳と住民基本台帳

両データの一致を確認する項目は、「コード」「氏名」「住所」「所有者」である。これは農家の最も基礎的な情報である。両データの突合作業の例を表３に示す。

表３　農家情報の突合作業結果の例

番号	農地基本台帳			突合	住民基本台帳		
	所有者				所有者		
	コード	氏　名	住　所		コード	氏　名	住　所
1	0001	●●▽太郎	下田北100	×	0009	●●▽次郎	下田北100
2	0002	●▽▽太郎	下田北103	○	0002	●▽▽太郎	下田北103
3	0003	●○▽太郎	下田北106	○	0003	●○▽太郎	下田北106
4	0004	▽●▽太郎	下田北109	×	0010	▽●▽三郎	下田北109
5	0005	○●▽太郎	下田北112	×	0005	○●▽太郎	下田北135
6	0006	●□▽太郎	下田北115	○	0006	●□▽太郎	下田北115
7	0007	●●□太郎	下田北118	×	0011	●●□花子	下田北118
8	0008	●●○太郎	下田北121	○	0008	●●○太郎	下田北121
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

※表中の「農地基本台帳」は、平成 25 年 6 月現在、「農地台帳」と読み替える。

両データを左右に並べて比較してみると、「コード」「氏名」「住所」とも全部一致している項番と部分的に不一致の項番が混在していることがわかる。不一致の項番については、両データ間に設けた「突合」欄に「×」を符号する。

① 項番１は「コード」と「氏名」が一致しない

② 項番４は「コード」と「氏名」が一致しない

③ 項番５は「住所」が一致しない

④ 項番７は「コード」と「氏名」が一致しない

このように、「突合」欄の「×」を抽出して、不一致な情報を集成した不突合リストを作成する。（表４参照）

表４　農家情報の不突合リスト

番号	農地基本台帳			住民基本台帳		
	所有者			所有者		
	コード	氏　名	住　所	コード	氏　名	住　所
1	0001	●●▽太郎	下田北100	0009	●●▽次郎	下田北100
4	0004	▽●▽太郎	下田北109	0010	▽●▽三郎	下田北109
5	0005	○●▽太郎	下田北112	0005	○●▽太郎	下田北135
7	0007	●●□太郎	下田北118	0011	●●□花子	下田北118
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

※表中の「農地基本台帳」は、平成 25 年 6 月現在、「農地台帳」と読み替える。

農業委員会事務局は、作成した不突合リストに対し、各項番の相違点について確認作業を実施し、不一致となる原因（町外転出や相続など）を調査する。この調査により、事務局が農地台帳の一部未更新を確認したあと、現状に応じた情報の更新を関係機関と協議し、不突合リストを項番ごとに解消する。

以上